

委員会報告第 1 号

総務経済常任委員会報告書

令和6年12月12日第4回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

総務経済常任委員会
委員長 稲垣 明 美

記

1. 事件名

令和6年度 議案第52号 七飯町税条例の一部改正について

2. 審査の経過

令和6年12月23日、令和7年1月16日、31日の3日間、委員会を開催し、税務課長の出席を求めて審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決 定

原案可決

(2) 理 由

当委員会に付託された七飯町税条例（以下「条例」という。）の一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）が令和6年6月7日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）が改正されたことに伴い、七飯町税条例中の引用条項について改正を行うものである。

また、地方税法第443条及び七飯町税条例第80条に定める軽自動車税の納税義務者である当該軽自動車の所有者又は使用者が、交付された標識（ナンバープレート）を毀損又は亡失した場合において、その原因が故意又は過失に基づくときに納める標識弁償金については、実費を納めることとしていることから、令和7年4月1日届出分からの弁償金額を実費相当額に改めるものである。

主な改正内容は以下のとおりである。

- ① 町民税関係等（第36条の2第10項、第89条第2項第2号、第139条の3第2項第1号及び第149条第1号）においては、法の引用条項について、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

- ② 軽自動車税関係（第91条第7項）においては、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等の規定について、標識の交付を受けた者の故意又は過失により、当該標識を毀損又は亡失したときの弁償金「200円」を「400円」に改める。

附則には施行期日について、軽自動車税関係においては令和7年4月1日から、町民税関係等においては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に規定する日からとしている。

また、軽自動車税関係の改正における経過措置として、施行の日以後に届出された標識の再交付の場合において適用し、同日前の届出は、なお従前の例に

よるとしている。

標識の弁償金について渡島管内の他市町の状況は、北斗市及び鹿部町においては500円としており、その他の市町では100円から300円である。

また、標識作成原価は1枚あたり374円となっており、標識交付時の人件費等を考慮すると、弁償金額を400円とすることは妥当である。

以上のことを留意のうえ、条例の一部改正の内容を審査したところ、町民税関係等については、関係する法の改正に伴い引用条項の改正をするものであり、軽自動車税関係については標識弁償金について実費を求めるため条例の一部改正をしようとするものであり、採決の結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。